

追加募集受付中!!

令和2年度 合併処理浄化槽設置補助金

【受付期間】

先着順で受け付けています。

※受付状況については、お問い合わせください。

【対象者】

専用住宅等に設置されている汲み取り便槽または単独処理浄化槽を10人槽以下の合併処理浄化槽へ転換する方

※交付決定後に工事着工し、工事完了後1か月以内または令和3年3月5日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

【対象区域】

上里町生活排水処理基本計画で設定されている浄化槽整備区域

【補助金限度額】

①転換(本体費)補助

浄化槽の設置に要する費用(配管費と処分費を除き、千円未満切り捨て)の1/2の額と下記の額を比較し、いずれか少ない額

・5人槽…35万2千円 ・7人槽…43万4千円 ・10人槽…56万8千円

②処分費補助

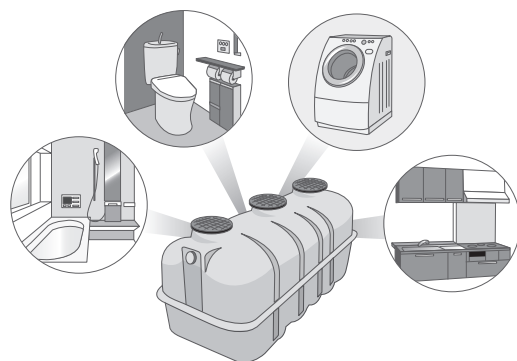
転換に要する既存浄化槽等の処分費の額(千円未満切捨)と下記の額を比較し、いずれか少ない額

・単独処理浄化槽…9万円 ・汲み取り便槽…6万円

③配管工事補助

転換に要する配管費の額(千円未満切捨)と下記の額を比較し、いずれか少ない額
15万円

申込先・問合せ…くらし安全課生活環境係【☎35-1226】



町長コラム

山下 博一



24

新型コロナウイルス感染症対策
町独自支援策(第2弾)について

8月に入った途端、待って
いたかのような連日の猛暑で
すが、いまだに予断を許さな
い新型コロナウイルス感染症
町として、引き続き感染拡大
大防止に力を入れていきます
のを、3密(密閉・密集・密接)
を避け、感染拡大を防ぎ、こ
うのコロナ禍を乗り越えよう
う！9月に入り、少し暑さも
和らいでくるでしょうか？
の号外で、広報かみさと8月号
弾)についてお知らせしまし
たが、その一部をご紹介します
ていただきます。①町内全世
帯・全事業所を対象に10月か
ら6か月間水道料金の一部減
免を実施します。②高齢者
援として、町内在住65歳以
上の方を対象に「新生活対応
グッズ」を支給させていただきます
きました。既にお届けになり
ましたでしょうか？③家計と
地域応援事業として、「こ
ぎっちプレミアム付き商品
券」を発行します。プレミ
ム率50%の商品券となります
ので、購入をご検討いただけ
れば幸いです。

終戦・75年終戦記念日を迎えて

今年もまた終戦記念日が
巡ってきました。終戦記念
日の翌日となる8月16日の新
聞トップに「戦禍、次代へ語



▶町の独自支援策(第2弾)
高齢者応援「新生活対応グッズ」の
発送準備を行っていたいたシル
バー人材センターの皆さまとの写真

り継ぐとあり、記事中には、
全国戦没者追悼式において天
皇陛下が「先の大戦で犠牲に
なった約310万人の戦没者
に深い追悼の意を示すと
に今のコロナ禍による苦難を
乗り越えるよう願われた。
と書かれていました。私自身
は戦後生まれましたが、子供
頃、母がビルマ(現在のミヤ
ンマー)で戦死した弟の事を
よく話していたのが思い出さ
れます。
戦後、国民全体が復興の希
望を燃え、日本人特有の勤
性を発揮したことに由来し
今日の日本があることによ
今は未曾有の新型コロナウイルス
感染症との戦いのさ
なかです。新たな苦難に直面
してありますが、みんなで手
を携えて、この苦難と猛暑の
夏を乗り越えよう。

「秋の全国交通安全運動」について

9月21日(月)～30日(水)は『秋の全国交通安全運動』期間です

- ◆全国重点目標
- 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
 - 高齢運転者等の安全運転の励行
 - 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

◆埼玉県スローガン **人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県**

◆問合せ くらし安全課生活環境係【☎35-1226】

■犬の飼い方について

最近、犬の飼い方について「散歩の際などにリード(ひも)につながない」、「飼い犬のふんを片付けない」などの苦情が多数寄せられています。飼い主のマナーとして、犬の散歩時には必ずリードでつなぎ、ふんをした時はスコップや袋で回収し、持ち帰ってください。責任を持って飼いましょう。

また、年1回狂犬病の予防注射をすることが義務付けられています。まだお済みでない方は、動物病院で予防注射をしてください。動物病院で注射をする、と、証書が発行されますので、証書と手数料1頭につき550円を持って、役場へお越しください。注射済票を発行します。



問合せ…くらし安全課生活環境係【☎35-1226】

■チャイルドシート・シートベルトを正しく使いましょう!

警察庁によると、チャイルドシートを使用しないと、致死率は、約11倍と非常に高くなります。子供の命は「だっこ」や「シートベルト」では守れません。必ずチャイルドシートを使用しましょう。

また、後部座席でシートベルトをしていない場合、自分自身が危険だけでなく、前席の人を前に押し出して前席の人の命を奪ってしまうことがあります。シートベルトは後部座席も含め、全席忘れずに着用しましょう。



問合せ…くらし安全課生活環境係【☎35-1226】

あなたが所有する空き家今後どうされますか?

「空き家の持ち主応援隊」

埼玉県と不動産団体の連携により「空き家の持ち主応援隊」(埼玉県空き家管理サービス事業者登録制度)を結成し、空き家対策を進めています。不動産団体では、空き家の管理・売却・賃貸・解体などを気軽に相談、依頼できる地域の不動産業者を簡単に検索できるサイトを開設しています。

以下のサイトから、相談できる地元の不動産業者を簡単に検索できます。

【(公社)埼玉県宅地建物取引業協会】

<https://www.takuken.or.jp/akiya/>

【(公社)全日本不動産協会埼玉県本部】

<http://saitama.zennichi.or.jp/vacant-house/>

「相続したいけど、住む予定のない空き家をどうにかしたい」、「施設に入居し自宅が心配」、「どこに相談したら良いのか分からない」など、空き家のことは何でもご相談ください!



上里町更生保護女性会 『愛の募金』 にご協力をお願いいたします

上里町更生保護女性会は、青少年の非行防止や過ちを犯した人達への立ち直り支援、また、子育ての支援等をしているボランティア団体です。

更生保護女性会では、法務省が主唱して行われる「社会を明るくする運動」の一環として、令和2年9月に『愛の募金運動』を行います。

皆さまからご協力をいただきました募金は、更生保護施設への支援、児童福祉施設等への図書費の寄贈、犯罪被害者への支援等の資金として活用させていただきます。

上里町更生保護女性会の活動の趣旨をご理解いただき、『愛の募金』についてご支援ご協力をお願い申し上げます。

上里町更生保護女性会

問合せ…町民福祉課社会福祉係【☎35-1224】

町内商工業者の皆さま 「応援給付金」 の申請をお忘れなく

新型コロナウイルス感染拡大により、売上げが減少した町内商工業者に対して、一律5万円の給付金の交付を行っています。町商工会員でない方や個人事業主も申請できます。まずはご相談ください。交付要件や申請方法等については、町ホームページで確認できます。

給付額…一律5万円(口座振り込み)

申請期間…令和3年1月15日(金)まで

問合せ…上里町商工会応援給付金担当

【☎33-0520】

産業振興課産業観光係

【☎35-1232】



自殺を予防するポイント

自分自身

～自殺につながりやすいところの病気を予防しましょう。～

- 悩みやストレスを誰かに話してみましよう。
- 自分なりのストレス解消法を見つけてみましよう。
- 「自分は大丈夫。」と放置せず、おかしいなと感じたら専門機関を受診しましよう。

周囲の人

○気づき～周りの人の悩みに気づき、耳を傾ける～

家族や仲間の変化に気づいたら、自分に出来る声かけをしていましよう。悩みを話してくれたら、時間をかけて、できる限り傾聴しましよう。

○つなぎ～早めに専門家に相談するよう促す～

プライバシーに配慮した上で、家族、友人、上司といったキーパーソンと連携して、医療機関などの専門家との相談につなげましよう。

○見守り～温かく寄り添いながら、じっくりと見守る～

身体や心の健康状態について、あせらずに優しく寄り添いながら見守りましよう。

必要に応じ、キーパーソンと連携をとり、専門家に情報を提供しましよう。

問合せ…町民福祉課社会福祉係【☎35-1224】

日本の自殺者数は減少傾向にはありますが、依然として年間の自殺者数が2万人を超えているという深刻な状況です。自殺死亡率は着実に低下していますが、20歳未満の自殺死亡率は平成10年以降横ばいであり、20歳代や30歳代における死因の第1位となっています。

かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているという非常事態が続いています。一人ひとりが「自殺が特別なことではない」「自殺は防ぐことができる」ことを認識し、共に支えあうことが望まれています。

9月10日～16日は自殺予防週間です

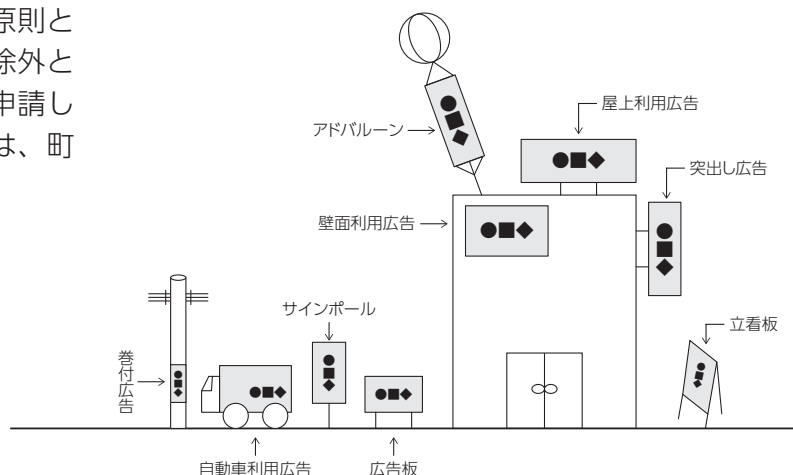
9月1日～10日は屋外広告物適正化週間！

屋外広告物とは、はり紙や広告板、壁面広告など、屋外に表示する看板のことです。屋外広告物は、町の活気やにぎわいをもたらしますが、無秩序に設置されることによる景観の悪化や、整備不良による思わぬ事故を引き起こす恐れがあります。

これらを防止するために、町では埼玉県屋外広告物条例に基づき、広告物の大きさや数量、維持管理などについて規制しています。

■申請：屋外広告物を設置する際には、原則として町の許可が必要です。適用除外となるものを除き、事業者は必ず申請してください。詳細につきましては、町ホームページでご確認ください。

■点検：適正に設置された屋外広告物でも、時間の経過とともに老朽化が進み、落下や倒壊などの危険が発生します。事故を未然に防ぐためにも、安全管理や定期点検をお願いします。



問合せ…まち整備課都市計画係【☎35-1227】

■特別障害者手当および障害児福祉手当のご案内

重度の障害のある方に対し、次のような手当を支給しています。ただし、所得に応じて支給の制限があります。

▶特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するための手当です。

対象者…20歳以上であって、精神または身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方

手当額…月額27,350円(令和2年度)

▶障害児福祉手当

在宅の重度障害児の方に対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

対象者…20歳未満であって、身体障害者手帳1級の一部および2級の一部の方、療育手帳

①相当の方ならびに精神障害、血液疾患等でこれと同程度の障害を有する方

手当額…月額14,880円(令和2年度)

問合せ…町民福祉課社会福祉係【35-1224】

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆9月の開庁日 【休日】 (午前8時30分～正午) **9月13日(日)**
【夜間】 (午後8時まで) **9月25日(金)**
※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121～1125)】
※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

固定資産税第3期・国民健康保険税第3期の納期限は**9月30日(水)**です。
税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕